

○一般介護予防事業

65歳以上の元気な高齢者を中心に、高齢者が支援を必要とするような心身状態にならないよう、または生活機能の低下を防ぎ、介護予防に取り組んでいただくための事業です。

介護予防出前講座	65歳以上の一般市民やサロンなど5人以上の団体を対象に、介護予防の大切さやその方法を学習する健康講座を開催しています。 日程調整のため1か月程度前にお申込みください。 健康推進課 電話 0548-23-0024
介護予防相談	「認知症」や「うつ」の予防や早期発見、具体的な対応方法についての、個別相談を実施しています。 健康推進課 電話 0548-23-0024 長寿介護課 電話 0548-23-0076
介護予防教室等	65歳以上を対象に、運動・認知症予防など各種教室を開催しています。ご希望に合わせてお申込みください。 健康推進課 電話 0548-23-0024
介護予防等ボランティア養成講座	「生きがいリーダーハッピー」「ちょっとサポーター」「歯みんぐ」などを、地域で介護予防活動を実施するボランティアの養成講座を3年に一度開催しています。 健康推進課 電話 0548-23-0024 ちょっとした生活の困りごとへのボランティア養成講座「らいふサポーター養成講座」を、社会福祉協議会で開催しています。 社会福祉協議会 電話 0548-52-3500
介護予防把握事業	市内にお住まいのひとり暮らし高齢者で、「要介護」「要支援・事業対象者」の認定を受けていない方を中心に、地域包括支援センターの職員が、自宅を訪問して様子をお伺いします。 牧之原市地域包括支援センターさがら 電話 0548-53-1900 牧之原市地域包括支援センターオリーブ 電話 0548-22-8822 牧之原市地域包括支援センターさんいく 電話 0548-23-3600
介護予防ポイント啓発事業	介護予防拠点施設の職員がシニアクラブやサロンに出向き、介護予防体操や認知症予防の啓発を実施します。 (相良地区) 相良いきいきセンター 電話 0548-52-5768 (榛原地区) 特別養護老人ホーム聖ルカホーム 電話 0548-29-1101

「ちょっくら処」を御存知ですか？

ちょっくら処は、「いつ来ていつ帰っても良い、何をして過ごしても良い」参加者にとって自由な居場所です。



	ちょっくら処～風	ちょっくら処～しずなみ	ちょっくら処～はぎま
日時	毎月第4水曜日(祝日休み) 10時15分～11時30分	毎週木・金(祝日休み) 9時30分～11時30分	毎月第1水曜日(祝日休み) 10時～11時30分
会場	波津3-11 図書交流館いこっと	静波1430-1 旧デイサービスセンターしずなみ	中西333 萩間コミュニティーセンター
利用対象者	年齢や住んでいる地区に関わらず、誰でも参加できます。		
参加料	無料(飲み物は各自でご用意ください)		

※会場の都合により、開催日時等が変更となる場合があります。
問い合わせ先：牧之原市社会福祉協議会(生活支援コーディネーター) 電話52-3500

高齢者福祉

高齢者在宅サービス

牧之原市では、介護保険外でも高齢者在宅サービスを実施しています。

事業名		どんなサービス
配食サービス		食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者などに食事を提供し、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認と孤独感の解消を図ります。 ① 所得要件あり
生活管理指導員派遣		介護保険サービス等の対象者ではない高齢者のうち、日常生活や家事等、社会適応が困難な方へ、ホームヘルパー等が訪問し、支援及び指導を行います。 ① 所得要件あり
軽度生活支援		介護保険サービス等の対象者ではない高齢者のうち、日常生活を営むのに支障がある方へ、家事・食材の確保等軽易な日常生活の援助を行います。 ① 所得要件あり
生活管理短期宿泊		介護を必要としないおおむね65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホームで短期宿泊による日常生活に対する支援や指導を行います。
緊急通報システム		75歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活の安全と緊急事態への対応ができるよう自宅に機器を設置し、次の4つのサービスを提供します。 ①救急通報 ②火災通報 ③ガス漏れ検知 ④安否確認 ① 所得要件あり
運転免許証自主返納支援		高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した市内の65歳以上の高齢者に対し助成を行います。 (デマンド乗合タクシー無料券または静岡県タクシー共通クーポン券6,000円)
高齢者補聴器購入費助成		聞こえ改善から認知症の予防、社会的孤立の解消を図るため、補聴器購入費を助成します。(限度額3万円)
高齢者を介護している家族のためのサービス	家族介護手当支給	要介護度4又は5と認定された在宅で生活する65歳以上の高齢者を、同居で常時介護している家族に対し、介護手当を年額60,000円支給します。(月額5,000円)
	高齢者介護用品支給	要介護度4又は5と認定された在宅で生活する65歳以上の高齢者を、同居で常時介護している住民税非課税世帯に対し、紙おむつや尿とりパットなどを現物支給します。(上限年間54,000円)
	徘徊高齢者家族支援サービス	認知症のある高齢者が自宅に戻れず所在不明になった場合、通信システムを用いた早期発見、保護及び事故防止を図るため、設置にかかる費用の一部を助成します。(上限 7,350円)
	高齢者等早期発見SOSシステム	認知症のある高齢者等について市と警察署が把握しておくことで、行方不明になった時に、迅速に対応するものです。
	介護者のつどい	介護技術の習得、在宅介護に関する情報の提供等を行います。また、参加者同士が交流し、悩み事の解消が相互に行える集まりです。
リフレッシュ事業		在宅介護をしている人同士が交流し、介護に関する情報交換や親睦を図りながらリフレッシュします。
成年後見制度利用支援		高齢者の権利擁護の一環として、成年後見制度の啓発と活用のための支援を行います。(地域包括支援センターへご相談ください。P63参照)